

共同研究契約に関する制度改革について

令和3年4月1日より研究契約に関する各種制度を改正しました。

契約書雛形の改正

1.

創出される発明等が不確定な段階での知財条項に関する交渉を回避し、研究開始のスピードアップを図るとともに、**実際に発明等が創出されたときに、当該発明等の事業化の実情に合った柔軟な交渉を可能とします。**

※ その他、書面・押印の見直しにより、申込書の書面手続きを簡略化しております。

Click

共同研究成果活用のガイドラインの制定

2.

研究成果の活用に関する本学の基本的な考え方を示しておりますので、契約締結前にご確認ください。

共同出願契約等において、本ガイドラインに基づき、条件等の協議を行います。

Click

知的貢献経費の計上

3.

研究パートナーの企業様には、本研究に係る直接的なコストとして、**本学研究担当者が提供する高度な知見、当該研究の背景となる基礎的研究等の対価**をご負担いただきます。

Click

今後とも、企業様とのパートナーシップのもと、新たな社会価値を創造し、未来を拓く変革を先導してまいります。

本学の挑戦への決意にご理解をいただき、企業様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

東北大学産学連携機構